

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医療政策課	整理番号	13
処分の種類	医業類似行為を業とする者の業務停止等			
根拠法令条例等・条項	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第12条の3第1項			
処分の概要	医業類似行為を業とする者の業務停止等			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第12条の3第1項 都道府県知事は、前条第1項に規定する者の行う医業類似行為が衛生上特に害があると認めるとき、又はその者が次の各号のいずれかに掲げる者に該当するときは、期間を定めてその業務を停止し、又はその業務の全部若しくは一部を禁止することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 心身の障害により前条第1項に規定する医業類似行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</li> <li>二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者</li> <li>三 罰金以上の刑に処せられた者</li> <li>四 前号に該当する者を除くほか、前条第1項に規定する医業類似行為の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者</li> </ul> <p>○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第1条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第3条第1号及び第12条の3第1項第1号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の業務又は法第12条の2第1項に規定する医業類似行為の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>			
基準の制定根拠	-			